

会 議 記 録

令和３度第２回小牧市快適で清潔なまちづくり協議会 会議録

日時：令和４年２月１８日（金）午前１０時００分～１０時５０分

場所：小牧市役所 本庁舎 ３階 ３０１会議室

【出席委員】１３名

小牧市議会：長田 淳

小牧市区長会連合会：倉地 芳宜

小牧商工会議所：中嶋 洋喜

一般社団法人小牧青年会議所 小池 公二

愛知県たばこ販売協同組合尾張支部：鈴木 弘子

こまき環境市民会議：末松 雅彦

小牧市国際交流協会：高橋 恵子

小牧市小中学校長会：新家 秀昭

小牧市小中学校 PTA 連絡協議会：水野 雅尚

小牧市女性の会：佐橋 八千代

こまき市民活動ネットワーク：鳥居 由香里

小牧市老人クラブ連合会：片野 貞夫

小牧スカウト連絡協議会：船橋 鐸夫

【欠席委員】６名

一般社団法人愛知県トラック協会：丸川 靖彦

尾張中央農業協同組合：郷司 達哉

小牧小売酒販組合：佐藤 龍司

小牧市社会福祉協議会：松岡 和宏

小牧ライオンズクラブ：舟橋 博子

小牧ロータリークラブ：水野 満義

【事務局】５名

舟橋市民生活部長、藤田ごみ政策課長、鈴木環境対策課長、
余語収集美化係長、近藤主事

【傍聴人】０名

内 容	
藤田課長	それでは、お手元の次第に従いまして進行させていただきます。 本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。これより令和３年度第２回小牧市快適で清潔なまちづくり協議会を始めます。私は本日の進行を務めます、ごみ政策課藤田です。よろしくお願いします。 本日、６名の委員につきましては欠席とのご連絡を事前にいただいておりますのでご了承ください。 なお、この会議及び会議の議事録は公開となっておりますので、ご承知おき下さい。 本来であれば、会の開催に先立ちまして市民憲章の唱和を行いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため省略させていただきます。 それではお手元の次第に従い、進行させていただきます。はじめに、委員の交代がありましたので、資料１の名簿にそって紹介のみさせていただきます。 ～新規委員紹介～
藤田課長	続きまして、船橋会長よりごあいさつをお願いいたします。
船橋会長	～あいさつ～
藤田課長	ありがとうございました。それでは、次第２の議事に入ります。小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則の規定に基づき、議事の進行につきましては、船橋会長をお願いいたします。 なお、質問はスタンドマイクを通して行います。事務局より質問者にマイクを持って行きますので、マイクには触れないようにお願いします。
船橋会長	それでは、議題（１）令和３年度事業（中間）報告について事務局に説明を求めます。
余語係長	「令和３年度快適で清潔なまちづくり推進事業（中間）報告について」を説明します。２ページの資料２をご覧ください。

余語係長	1の「会議」であります。第1回は令和3年8月6日に開催し、第2回は本日2月18日の年2回開催となり、議題にありますとおりが協議いただく予定です。 次に2の「クリーンアップ事業」であります。本事業は、資料「内訳」にありますとおり、①こまきクリーンアップ活動から④のごみ散乱防止市民行動の日を含むものとなります。 2月以降に団体から参加者数が報告されるものもありますので、令和3年度の総参加者数については、令和4年度の第1回の協議会にて報告させていただきます。 本日は、これらのうち、令和3年12月末現在で参加者数が確定している③、④についてご報告申し上げます。 ③の小牧山美化活動、④のごみ散乱防止市民行動の日は、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置により中止となりました。 次に3のアダプトプログラム推進事業であります。本事業は、市と合意書を締結し、登録していただいた上で、道路などの公共施設の美化活動を行っていただいているものとなります。 12月末現在で42団体7個人、1,111人の方が登録し、活動しています。市としましては、本活動の普及のため、清掃用具の貸与、ごみ袋の提供やボランティア活動保険の加入などの支援を行っております。 次に4の「路上喫煙禁止区域啓発事業」であります。当該区域では、平日の日中において、定期的に廃棄物適正処理指導員による巡回・指導を行っています。 また、年2回、各2日間ずつ朝7時半から1時間程度禁止区域において、職員がタスキを着用し、啓発活動を行っております。今年度については、8月と12月に実施しております。 ①の巡回・指導及び吸殻等の状況調査ですが、令和3年12月までに105日巡回し、指導を行った人数は9人でした。 ②となりますが、禁止区域内において、資料にある路上シートを115枚設置するとともに、修繕のために路面用ステッカーを計13枚張替えております。 次に5の「不法投棄防止事業」です。①として、廃棄物適正処理指導員が、市内を巡回して不法投棄状況の調査、収集や未然防止のための環境パトロールを実施しております。 ①の地域別の不法投棄ごみ収集体数の表ですが、ごみ政策課
------	---

余語係長	に通報があったものと、廃棄物適正処理指導員によって発見したものを地域ごとに年度別の件数を記載しております。令和3年度の12月末現在の件数が、小牧地区が47件、味岡地区が23件、篠岡地区が37件、北里地区が15件、合計で122件となっております。 また、②から⑥までは、その他の事業として、不法投棄の多発地帯において、夜間パトロールやソーラー式回転灯3台・監視カメラの設置7台のほか、希望者に対して啓発看板の配布を行っているところであります。 次に6の「犬糞害対策事業」であります。イエローカード作戦とは、道路等に放置されている犬のふんの横に、イエローカードをしばらく置き、マナーの悪い飼い主の心理に訴えかけ、ふんの放置をなくそうとするものです。現在1団体と個人4人が活動しています。 また、飼い主への啓発として、市が行う狂犬病予防接種時に、接種済票へ啓発カードを封入しました。更に、犬のふん害で、困っている行政区や希望者には、資料の写真にありますチラシや啓発看板を配布しております。また、広報「こまき」にも記事を掲載しております。 最後に7の「廃棄物の堆積による周辺環境を損なう状態の対策事業」であります。本事業は、下の枠にあります「小牧市廃棄物等の堆積による周辺の環境を損なう状態の改善施策の実施に関する要綱」に定めるアからオに該当するような、ごみにより周辺環境に影響を及ぼしている状態の土地建物の改善に取り組んでいるものであります。令和3年度の実績は、2件の実績があります。 1件目は、一人暮らしの一戸建て住まいの高齢者で、家の中や庭に収集してきた堆積物があふれておりましたが、対象者と面会し、庭にある堆積物およそ2.5トンを撤去しました。また、地域包括支援センターに今後の見守り等を依頼して、現在、市も定期的に巡回して、対象者が整理した折に発生する廃棄物の回収を行っております。 2件目は、一人暮らしのアパート住まいの高齢者で、対象者も高齢ということもあって、このまま生活を続けていくことが困難であることから、養護老人ホームに措置入所していただくこととなり、ごみ政策課も連携して、堆積物およそ6.2トン
------	---

余語係長	撤去しました。 以上、簡単ではございますが説明といたします。
船橋会長	ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、何かご質問・ご意見等はございませんか。
鳥居委員	1つ目の質問ですが、3ページのアダプトプログラム推進事業について、市はボランティア活動保険の加入を支援すると言われましたが、令和4年度からボランティア保険が2つ存在することになると思います。社会福祉協議会が加入している保険と市が4月から始める民間団体向けの保険とありますが、両方加入するということよろしいですか。 また、2つ目の質問ですが、7ページの廃棄物等による堆積についてですが、近所の方で庭の手入れが出来ておらず、草木が荒れ放題になっている家が存在します。火災の発生や周辺の住民の生活環境に影響がある状態となっていますが、この場合は要綱第2条関係（2）ウ及びオに該当すると判断してよろしいですか。
事務局	1つ目の質問についてですが、令和4年度から小牧市内で行う市民活動やボランティア活動などが対象となる総合補償制度による保険の導入を予定しており、アダプトプログラム活動もその保険に適用される前提で進めております。 また、2つ目の質問についてですが、地域社会の問題として、現地確認等を行い、課題を見つけて各関係部署と連携して対応したいと思います。この内容については、3 その他 「小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例」にて、あらためて説明させていただきます。
末松委員	1つ目の意見ですが、アダプトプログラムの活動状況などを地域の皆さんに知ってもらうために、情報発信の場をもっと設けてほしい。 また、2つ目の意見ですが、私は米野さわやか会という団体でアダプトプログラム活動を行っているが、子供を交えて活動すると色々な効果が期待できると思うので、子供を交えた活動をもっと考えてほしい。

事務局	1つ目の意見についてですが、アダプトプログラム活動につきましては、登録されている団体間で活動報告会の開催を今年の3月8日に予定しておりました。しかし、コロナウイルス感染状況の関係で残念ながら中止と決定させていただきました。昨年度から引き続き中止となってしまう、大変申し訳ございませんが、情報発信については登録団体間での情報共有から始めていき、市民の方にも広く周知していきたいということは、常日頃から考えているところであります。 2つ目の意見についてですが、子供を交えた活動はごみ拾いだけでなく色々な効果が期待できるので、様々な手段を活用して、周知・啓発を行っていくことを考えていきたいと思います。
船橋会長	それでは、令和3年度事業（中間）報告は、このとおり決することといたします。 次に、議事（2）令和4年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画（案）について、事務局に説明を求めます。
余語係長	「令和4年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画（案）について」を説明します。 小牧山美化活動ですが、4月に行われるさくらまつり後、最初の土曜日開催としていますので、来年度は4月9日（土）を予定しております。詳細につきましては、次の議題にありますので、その折に説明します。 6月の不法投棄未然防止夜間パトロールは毎週1回、廃棄物適正処理指導員により流し街宣で啓発をします。これは、12月にも実施を予定しています。 8月には8日（月）に第1回の協議会の開催、第2回は2月17日（金）を予定しています。 10月のごみ散乱防止市民行動の日ですが、10月の第1土曜日開催ですので、来年度は1日（土）を予定しています。 その他に、クリーンアップ事業やアダプトプログラムの支援、路上喫煙禁止区域の啓発活動、不法投棄防止のための看板や監視カメラ等の設置、犬糞害対策のイエローカード作戦、廃棄物等の堆積による周辺環境を損なう状態の対策事業といった内容を来年度も引き続き取り組んでまいります。 以上、簡単ではございますが説明といたします。

船橋会長	ただ今、事務局から、説明がありましたが、皆さんの方から、何かご質問・ご意見等はございませんか。
鳥居委員	地域の清掃活動について、地域協議会の環境部会で説明して広めていただくことは出来ないか。また、地域の清掃活動について、青少年育成会議等で子供たちから一緒に取り組みたいという要望が出ているので、来年度は子供たちも巻き込んだ活動計画を考えてほしい。
末松委員	今の意見についてですが、子供を巻き込むことは本当に効果がある。学校単位で実施してもいい。いかに子供たちを巻き込んで活動するかを前向きに考えてほしい。
長田委員	今、お二方から貴重なご意見をいただきましたが、地域協議会が現在、16小学校区のうち13小学校区で構成されています。その中でも、環境部会がない地域協議会も存在します。そのため、大変良いご意見だと思いますが、地域協議会を巻き込む場合は慎重に検討してほしいと思います。
事務局	地域協議会等を所管している関係部署や子供を所管している教育員会等と連携して、慎重に検討していきたいと思います。
船橋会長	それでは、令和4年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画（案）は、このとおり決することといたします。次に、議事（3）小牧山美化活動（案）について、事務局に説明を求めます
余語係長	「小牧山美化活動について」を説明します。 この美化活動は、本協議会と小牧市主催の事業で、「小牧山」の清掃活動を実施することで、小牧市のシンボルである「小牧山」に愛着を持ち、ポイ捨て防止の意識高揚を図ることを目的としています。 参加予定人数は約200人で、開催日時は、4月9日（土）を予定しています。 内容についてですが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、開会式は行わず、来た方から順に受付を行い、清掃活動を開始していただきます。開始時間は決めずに午前9時から1

余語係長	2 時の間に自由に参加していただく形として、1 時間くらい作業していただき終了後、ごみを回収して解散となります。ごみの分別は感染防止対策のため実施しません。 なお、雨天の場合は中止となりますが、少雨時等の判断は午前 7 時 3 0 分に事務局で決定します。資材については、ゴミ袋については事務局で用意します。軍手・トング・マスク等は各自持参していただきます。 本日は開催するという前提で説明をさせていただきましたが、清掃活動の実施が困難であると判断した場合は、会長とも相談させていただき中止とする場合がございますので、ご了承ください。 開催の有無については、決定次第、通知させていただきます。 以上、簡単ではございますが説明といたします。
船橋会長	ただいま、事務局から、小牧山美化活動（案）について、開会式等は実施せず、来た方から順に清掃を行い、流れ解散方式で開催するという意見がありました。 現在の感染拡大状況を考えると、参加者が密にならないで行う措置として仕方がないと思いますが、委員の皆さんの中でご意見はありますでしょうか。
片野委員	参加予定人数 2 0 0 名と説明されたが、どのように 2 0 0 名を限定するのか。参加予定人数以上が来た場合、どうするのか。
事務局	参加予定人数 2 0 0 名については、コロナ禍による活動状況での目安であり、特に限定するものではありません。例年同様、各団体にはご案内させていただく予定です。
船橋会長	ありがとうございます。事務局より開催するという前提で説明していただきましたが、開催する場合は事務局案のとおり実施したいと思いますのでよろしくお願いします。 予定の議事については以上であります。では、事務局お願いします。
藤田課長	続きまして、次第 3 にあります、その他として、小牧市建築物等及び空地の適切な管理に関する条例について、環境対策課

藤田課長	より資料５の説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。
環境対策課	それでは、３ その他 小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例について説明させていただきます。 資料５として、条例の概念図をお配りしているところです。 本条例は、建築物等及び空き地の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市内にある建築物等及び空き地が管理不全な状態となることを防止し、並びに市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています。 条例の考え方については、前回、８月６日に小牧市快適で清潔なまちづくり協議会においてご説明させていただいたとおりでございます。 その後、広く市民の方から意見をうかがうため、８月１７日(火)から９月１６日(木)までの期間でパブリックコメントを実施しました。意見募集を実施した結果、寄せられた意見はありませんでした。 そして、昨年１２月に小牧市議会定例会に提案し、議決をいただきました。本年４月１日から施行し、一部情報の利用については先行して本年２月１日から施行します。 以上で説明を終わりますが、先程、委員からご質問のありました敷地に立木や雑草が繁茂しているお宅があり、火災の心配があつて一度は撤去したけども、また、立木や雑草が繁茂して地元住民の生活に悪影響を及ぼしている。 この条例で対応できるかというお話だと思いますが、条例においては管理不全な状態、資料で言いますと管理不全な状態のカ に該当しますと、対応する部署が多岐にわたりますが、窓口は空き地であれば消防本部、それ以外であれば環境対策課がまずはお話を受けることになるかと思います。 管理不全な状態にいたる過程や、管理不全な状態によってさまざま庁内関係部署と連携しながら対応していく形になると思います。 以上、簡単ではございますが説明といたします。何かご質問等がありますか。

	～質問なし～
藤田課長	ありがとうございました。引き続き、資料6にあります、小牧市居住建築物の堆積物等による不良な状態の解消について、事務局より説明させていただきますので、よろしくお願いします。
余語係長	「小牧市居住建築物の堆積物等による不良な状態の解消について」説明します。資料6をご覧ください。 居住建築物の堆積物等による不良な状態に関する内容をごみ政策課よりあらためて説明したいと思いますのでよろしくお願いします。 これまでは、平成28年6月1日に施行した「廃棄物等の堆積による周辺の環境を損なう状態の改善施策の実施に関する要綱」により、いわゆるごみ屋敷に対する取り組みを進めてまいりましたが、令和4年4月1日から、ごみ屋敷も含めた「小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例」が施行されることにより、これまでの要綱を廃止し、新しい条例に沿って取組を進めていきます。 今回は、ごみ屋敷に対する基本的な考え方と支援の内容について説明させていただきます。 まず、資料6の基本的な考え方ですが、問題背景としては、生活様式の多様化、超高齢化社会の到来、地域社会の希薄化など市民生活の形態が変化してきている中で、加齢による心身機能の低下、精神的疾患、高齢者単身世帯の増加、セルフネグレクト、地域社会からの孤立といった様々な要因から問題となっております。 取組の基本方針としては、堆積物等による不良な状態となるまでに至った所有者等の抱える生活上の課題についても、行政が地域の課題として向き合う必要があることから、その対応については、その当事者に寄り添った支援を行うことを基本とし、それでも解決に至らない場合は措置をとるものとします。 支援の内容についてですが、3ページ目の項目4にある支援をご覧ください。堆積物等による不良な状態の解消は、本来、所有者等が自ら行うことが原則であり、まず助言、指導により所有者等による自発的な解消を促すものとしませんが、やむを得

余語係長	ない事情があるときは、行政サービスの公平性と地域の問題となっている周辺環境の改善についての必要性、緊急性との均衡を考慮した上で、必要に応じて、当該廃棄物その他の物を分別し、当該居住建築物等で回収を行うものとします。 また、ごみ屋敷問題については、廃棄物その他のものを撤去することだけでなく、背景にある諸問題にも着目し、親族、関係機関、地域団体等と連携しながら、未然防止及び、再発防止策の実施並びに所有者等の抱える生活全般の諸課題の解決策の検討等を行うものとします。 以上簡単ではございますが説明といたします。
藤田課長	以上のとおり、小牧市居住建築物の堆積物等による不良な状態の解消について説明させていただきましたが、何か質問はありませんか。 ～質問なし～
藤田課長	ありがとうございます。最後に、本日が任期中最後の審議会となりますので、市民生活部長舟橋よりあいさつをさせていただきます。
舟橋部長	～部長あいさつ～
藤田課長	以上をもちまして、令和３年度第２回小牧市快適で清潔なまちづくり協議会を閉会させていただきたいと思います。長時間にわたり、ご意見、ご協力をいただきありがとうございました。